

東京藝術大学奏楽堂ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人東京藝術大学（以下「本学」という。）は、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者との連携機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業を募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が法人、法人以外の団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）に、本学の奏楽堂に対し愛称を設定する権利及び奏楽堂を利用して法人等の活動を宣伝する権利を与え、権利を付与された法人等（ネーミングライツパートナー）からその対価としてネーミングライツ料を得る事業です。

2. 対象施設

奏楽堂

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～ 5 年以上

※奏楽堂では令和 10 年から大規模改修を予定しています。大規模改修により奏楽堂が使用できない期間については、契約期間に含まないものとします。

（例）令和 10 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで改修により使用できない場合、契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 5 年間を最短とします。

4. ネーミングライツ料

年額 6, 0 0 0 万円以上（税別）

※契約期間中、年度ごとに年額をお支払いいただきます。

※初年度や大規模改修工事期間等、当該年度の契約対象期間が 12 か月に満たない場合、日割り計算とします。

5. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- （1）法令等に違反しているもの
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に指定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの。
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- （4）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- （5）本学からの建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止措置

を受けている期間中のもの

- (6) 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は更生手続を行っているもの
- (8) 社会問題を起こしているもの
- (9) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- (10) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (11) 政治団体
- (12) 宗教団体
- (13) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (14) その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと認められるもの

6. 愛称設定および広告掲示等の条件

(1) 愛称等について

愛称等（愛称及び広告掲示等の内容をいう。）には「奏楽堂」の名称が含まれることが望ましい。

（例）〇〇〇奏楽堂、〇〇〇ホール（奏楽堂）等

(2) 愛称等として設定できないもの

次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の愛称等として設定することができないものとします。

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動又は宗教性があるもの
- ⑤社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- ⑥個人又は法人の名刺広告に関するもの
- ⑦公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑧求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑨本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑩詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑪青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑫たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑬良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑭集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑮文化ゾーンとしての上野という地域の特性を踏まえ不適切であるもの
- ⑯その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの

(3) 広告の掲示等について

ネーミングライツパートナーは、奏楽堂において、愛称の設定及び広告の掲示を通じ

て、ネーミングライツパートナーの活動等を宣伝することができます。なお、広告設置場所については本学との協議が必要です。また、広告等の設置、変更及び契約期間終了後の原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

7. 選考方法

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、応募資格、内容、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を総合的に判断し、適否を決定します。資格要件、選定基準に適合する応募事業者等が複数ある場合は、選定委員会における投票により順位を決定します。

◆資格要件及び選考基準

審査項目		要件、基準等	判定
資格要件	資 格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など	適・否
	内 容	・ 学生、教職員及び卒業生等に受け入れられるか ・ 施設等にふさわしい愛称等であるか ・ 条件等を満たしているか など	適・否
	応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか	適・否
選考基準	ネーミングライツ料	・ 基準価格を満たしているか	適・否
	契約期間	・ 5年以上であるか	適・否
総合判断	・ 資格要件、選定基準に適合しているか		適・否

8. 応募方法

(1) 募集期間

令和7年11月1日～令和8年3月31日

(2) 提出書類

<法人、団体の場合>

- ①ネーミングライツ事業申込書(別紙)
 - ②法人等の概要を記載した書類
 - ③定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ④登記事項証明書(発行3カ月以内のもの)
 - ⑤直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及事業報告書
 - ⑥国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
 - ⑦その他募集要項において必要とする書類(広告のデザイン及び配置がわかる書類等)
- ※設置場所等は、必ず事前相談をお願いします。

<個人の場合>

- ①ネーミングライツ事業申込書(別紙)
 - ②住民票の写し(発行3カ月以内のもの)
 - ③国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
 - ④その他募集要項において必要とする書類(広告のデザイン及び配置がわかる書類等)
- ※設置場所等は、必ず事前相談をお願いします。

(3) 申込書提出先

東京藝術大学 経営改革プロジェクト課
〒110-8714 東京都台東区上野公園 12-8
E-mail : k-pro@ml.geidai.ac.jp
※電子データをメールでご提出ください。

9. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナーは、選定委員会における審議をもとに学長が決定します。
- (2) 本学は、(1)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツ事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーが契約期間終了の 6 カ月前までに契約更新を申し入れた場合は、契約の更新を優先的に交渉することができるものとします。
- (3) 選定結果は、応募者に通知します。また、正式に契約をした後、その法人等名及び愛称等について本学のホームページ等で公表します。ただし、ネーミングライツ料については、ネーミングライツパートナーが非公表を希望した場合、非公開とすることがあります。選定の結果、契約に至らなかった法人等名については公表しません。
- (4) 審査の過程については公表しません。

10. 本学の責務

掲示された広告等は、本学が責任を持って維持管理を行います。

11. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、設置した広告等に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から広告等について苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとします。

12. ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツパートナーは、年度毎のネーミングライツ料を、本学が発行する請求書で指定された期日までに、本学が指定した預金口座に一括で納入するものとします。

13. 本学の解除権

- (1) 学長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、または契約を解除することができます。
 - ①指定する期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。
 - ②ネーミングライツパートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき。
 - ③ネーミングライツパートナーが社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。
 - ④ネーミングライツパートナーが倒産又は破産等をしたとき。
 - ⑤ネーミングライツパートナーが本要項の 5. 応募資格(1)～(14)のいずれかに該当することとなったとき。
 - ⑥ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

- (2) (1) の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) ネーミングライツパートナーの決定の取り消し及び契約解除をした場合、納入済のネーミングライツ料は返還しないものとします。
- (4) 本学の解除権の行使は、ネーミングライツ選定委員会の審議を経て学長が決定します。

14. その他留意事項

- (1) 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

別紙様式 2（第 10 条関係）

年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

申請者 _____

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人東京藝術大学が実施するネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等の名称	奏楽堂	
応募の趣旨		
愛称等の案	(※デザイン等は別添資料によります。)	
愛称等の理由		
命名権の付与を希望する法人等の名称 (※)		
希望するネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
希望する命名権付与期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電 話	
	FAX	
	E-Mail	

(※) 申込者と同一の場合は記入不要

【関係書類】

< 法人、団体の場合 >

- ・ 法人等の概要を記載した書類
- ・ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ・ 登記事項証明書 (発行 3 カ月以内のもの)
- ・ 直近 3 事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及事業報告書
- ・ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面 (納税証明書など)

< 個人の場合 >

- ・ 住民票の写し (発行 3 カ月以内のもの)
- ・ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面 (納税証明書など)